

令和7年分市民税・県民税の申告と所得税の確定申告



申告の受け付けと予約の方法

- 申告には前日までの事前予約が必要です
- 申告用紙の事前入手は不要です

◆申告受付会場・日時

65歳以上の方が対象	日付	会場
	2月9日(月)	堀兼公民館
	2月10日(火)	柏原公民館
	2月12日(木)	水富公民館
	2月13日(金)	入曽地域交流センター
	2月16日(月)	奥富公民館
	2月17日(火)	広瀬公民館
	2月18日(水)	水野公民館
	2月19日(木)	新狭山公民館
	2月20日(金)	狭山台公民館

申告受付時間 10時～15時

◆予約方法

電話予約は市役所 ☎2953-1111 へかけて「申告予約コールセンターへ」とお伝えください

電話で予約する

2月1日(日)、9時～15時
2日以降の9時～15時

電話で予約する

2月1日(日)、11時～15時
2日以降の9時～15時

おすすめ

インターネットで予約する

1月26日(月)、8時30分～申告日前日の17時
(24時間受け付け)

専用フォームに入力してください



◆市役所会場・日時

日付	会場
2月24日(火)～3月16日(月)	狭山市役所6階

電話で予約する

2月1日(日)、13時～15時
2日以降の9時～15時

申告受付時間 9時～15時

※土・日曜日、祝日を除く。2月28日(土)は9時～12時で受け付け

市民税・県民税の申告

■申告が必要な方

8年1月1日現在、市内に住民登録があり次のいずれかに該当する方(所得税の確定申告をした方は申告不要)。

- ①給与所得者で年末調整をした給与所得以外の所得がある
- ②所得税の納付や還付がなく、農業、不動産、雑(業務・その他)などの所得がある
- ③公的年金の受給者で、年金以外の所得があるか社会保険料、医療費などの所得控除を受ける

※収入がない方でも、国民健康保険税の算出や国民年金保険料の免除申請、保育料の算定などで、市民税・県民税の申告が必要となる場合があります

■受け付けできる申告書

市民税・県民税の申告書、令和7年分確定申告書(給与所得、配当所得、雑所得、一時所得の申告のみ)です。確定申告では、住宅ローンや雑損控除、分離課税所得、暗号資産に係る収入を含むもの、亡くなられた方の申告は受け付けることができません。

※申告書類は、国税庁ホームページやコンビニのマルチコピー機からも印刷可。市民税課、公民館では1月16日(金)から配布しますが、数に限りがあります

所沢税務署での確定申告

所得税の申告はe-Tax(インターネット)で申告をお勧めしています。入場には国税庁LINE公式アカウントからの事前予約か申告会場に配布している入場整理券が必要です。申告期間中は駐車場がないため、公共交通機関をご利用ください。

受付日時 2月16日(月)～3月16日(月)、8時30分～16時



申告に必要なもの

- (1)マイナンバーカード(または通知カードと身分確認書類)
- (2)7年中の収入金額が分かる資料(源泉徴収票や支払調書など)
- (3)各種控除に必要な資料(医療費控除は明細書の作成が必要)
- (4)申告者名義の預金通帳など
- (5)「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から届いた方)

※14ページに関連情報あり

マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新が必要な方は、市役所、地区センター(入曽、新狭山、広瀬)で手続きを行います。 ※土・日曜日、祝日を除く。市役所以外での手続きは事前に電話が必要

【問合せ】▼市民税・県民税に関すること 市民税課 ☎29937・5073 ▼所得税に関すること 所沢税務署 ☎29933・9111